

留意事項について

医療費控除について	49
介護職員等処遇改善加算について	50
新規加算算定時について	51-52

医療費控除について

- 医療系の居宅サービスを利用している利用者は
その他の居宅サービスの利用負担金も合わせて医療費控除の対象となる



+



どちらも
医療費控除対象

- ✓ 医療系の居宅サービス
（訪問看護等）

- ✓ その他の居宅サービス
（デイサービス等）

- 事業所は、上記に該当する利用者がある場合、該当する利用者のみ
領収書に医療費控除対象額の記載が必要

- ✓ 利用者全員に、一律に医療費控除対象額を記載する又は記載しないことはNG
- ✓ 希望者にのみ、医療費控除対象額を記載して発行することもNG

介護職員等処遇改善加算について

キャリアパス要件

昇給の仕組みを就業規則等に
明記しているか

賃金体系等を明確に
規定しているか

内容について職員に
周知しているか

月額賃金改善要件

加算額の一定以上を毎月の給与で改
善しているか

賞与だけで改善することはNG

旧加算Ⅳ相当額の1/2以上を
毎月支払う給与で改善しているか

職場環境等要件

複数の取り組みを
実施しているか

上位加算では見える化要件が必須
(HP上に実施している
職場環境等要件を掲載)

新規加算算定時について①

●体制加算等の新規加算算定時は，市介護保険課へ申請が必要

- ✓ 加算によって，提出締め切りが異なるため注意

●算定要件を満たしているかどうか，必ず確認する

- ✓ 人員にかかる加算の場合は毎月or毎年の勤務実績から計算する
- ✓ 算定要件にかかる記録（研修や算出根拠の記録等）は必ず残し，すぐに提示できる状態にしておく
- ✓ 算定開始後，算定要件を満たしていないことが判明した場合は返還

申請後も，算定要件を満たしているか，随時確認が必要

新規加算算定時について②

算定前に確認しておきたいことの例

●中重度者ケア体制加算（通所介護等）

- サービス提供時間帯を通じて看護職員がいること
- 要介護3～5の者の割合を計算した記録（毎月）
- 人員基準＋常勤換算方法で2以上看護or介護職員

●特定事業所加算（訪問介護）

- 全訪問介護員のそれぞれの研修計画があること
- 技術的な指導の会議記録があること
- 全訪問介護員の健康診断の記録
- 訪問介護員のうち介護福祉士が占める割合を計算した記録
など

●ADL維持等加算（通所介護等）

- 過去6か月間の評価対象者（10名以上）のADL値が必要
- LIFEで提出していること
- 利得の平均値が規定の値以上であること

●看護体制加算（老人福祉施設等）

- ユニット型・従来型が併設の場合それぞれ看護師が必要
- 加算にかかる看護師を明確にしていること